

太陽光発電設備等(再生可能エネルギー発電設備)に係る課税

☎税務課 固定資産税係 ☎0978-62-1805 (内線 124・125・126)

土地・家屋の屋根等に太陽光パネルを設置して、電気事業者に売電する場合、これらの設備は固定資産税(償却資産)の課税対象となる場合があり、償却資産の申告が必要となります。

●固定資産税(償却資産)の課税対象

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	売電を主とした資産となり、余剰売電か全量売電かにかかわらず課税対象(申告が必要)	個人利用を主とした資産のため課税対象外(申告は不要)
個人 (事業用)	事業の用に供している資産となり、発電出力量や余剰売電か全量売電かにかかわらず課税対象(申告が必要)	
法人	事業の用に供している資産となり、発電出力量や余剰売電か全量売電かにかかわらず課税対象(申告が必要)	

個人の住宅



10kw以上の場合は課税対象になります。

土地に直接設置している アパート等賃貸物件



10kw未満であっても事業用として土地に直接設置している場合や事業用の建物に設置している場合は課税対象になります。

※アパート等の賃貸物件や事業所など事業用の建物の屋上や屋根に載せている太陽光発電設備も申告対象となりますので、ご注意ください。

※太陽光発電設備等(再生可能エネルギー発電設備)については、固定資産税の課税標準に特例が適用される場合があります。取得時期によって特例対象となる資産が異なりますので、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。税務課 固定資産税係までお問い合わせください。

■住民基本台帳の閲覧状況を公表します■

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表します。(同項第3号に掲げる活動に係るものを除く)

期間：平成27年11月1日～平成28年10月31日

閲覧月日	請求機関の名称又は申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
H28.3.1	(一般) 中央調査社 会長 西澤 豊	宝くじに関する世論調査	大字杵築に在住する平成10年3月末日までに生まれた男女
6.7	(一般) 中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ放送に関するアンケート	大字熊野・中に在住する平成10年7月末日までに生まれた男女
6.7	(一般) 中央調査社 会長 西澤 豊	国民生活に関する世論調査	大字日野に在住する平成10年5月末日までに生まれた男女
10.21	(株)九州みらい研究所 代表取締役 福田 博	県民意識調査	杵築市内に在住する昭和41年4月1日～平成10年10月1日までに生まれた男女

無くそう! 農地の無断転用

～大切な農地を守りましょう～

農業委員会事務局 (☎0978-64-0711)

農地を農地以外の目的で利用する場合、農地法の許可手続きが必要です。

▼農地の転用とは?

農地を農地で無くすこと。例えば農地を住宅、工場、資材置場、駐車場、道路、山林(杉・ヒノキ等の植林)などの用地に転換することです。

▼許可手続きはなぜ必要?

農地は食料の大切な生産基盤であるとともに自然災害防止等多面的な機能を併せ持ち、国土の狭い我が国にとって大切に守っていく必要があるものです。このため農地の転用には農地法による規制がかけられています。

▼対象となる農地は?

全ての農地(田、畑、採草放牧地等)が転用許可の対象となります。登記地目が農地ならば、耕作されていなくても農地性(農地として活用できる状態)があれば農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、作物等を肥培管理されている土地も農地とみなされます。

▼一時的な転用は?

工事の為に農地を、仮設事務所、仮設道路、仮設資材置場等で使用することにより一時的に耕作の出来ない状態にすることです。また、農地造成(農地の嵩上げ)等を行う場合も一時転用となります。一時転用の場合は、許可手続きが必要な上に、工事終了後すみやかに耕作のできる状態に復元し、市農業委員会を通じ県へ報告しなければなりません。

▼農業用施設用地として利用する場合には?

自己所有の農地を温室、畜舎、農機具倉庫等農業経営上必要な施設に転用する場合で、面積が200㎡未満であれば届出、200㎡以上であれば許可が必要です。

●許可手続きの前に

転用する農地が農業振興地域内の農用地区域内にある場合、除外手続きをした上で転用の許可手続きを行う必要があります。

※除外手続きについては耕地水産課にご相談ください。

●無断で農地を転用すると...

工事の中止や原状回復などの命令等が発せられたり、3年以下の懲役や300万円(法人は1億円)以下の罰金が科せられる場合があります。

※農地転用の詳しいご相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

『将来の安定した老後生活』のために

(新) 農業者年金

に加入しましょう。

次の条件を満たしていれば、どなたでも加入できます。

- ・20歳以上60歳未満である。
- ・国民年金の第1号被保険者である。
- ・国民年金の保険料を免除されていない。
- ・農業に年間60日以上従事している。

【新農業者年金の種類】

○特例付加年金

後継者や第三者に経営継承することにより給付されます。国庫補助を受けている方が対象です。

○農業者老齢年金

農業をやめなくても給付されます。

【新農業者年金の5つのメリット】

- ①積立方式の確定拠出型年金・・・自分で積み立てた年金原資+運用益を元に年金額を算出します。
- ②保険料を自由に設定できます・・・月額2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選択できます。
- ③80歳までの補償付き終身年金・・・農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に、80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。
- ④税制上の優遇措置があり大変お得です・・・民間の個人年金は所得税法上、生命保険料控除が適用され、控除額の上限は5万円ですが、農業者年金の掛金は全額社会保険料控除が適用されます。
- ⑤認定農業者などの担い手の皆様は、保険料の国庫補助が受けられます・・・農業の担い手として一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

【申込み・問い合わせ先】

農業委員会事務局 (☎0978-64-0711)
JAおおいた東部事業部 杵築支店 (☎0978-62-3051)
JAおおいた東部事業部 山香支店 (☎0977-75-1211)
JAおおいた北部事業部 田染支店 (☎0978-26-3131)
※農業者年金基金 <http://www.nounen.go.jp>